



# PAC通信



第24号

2017年6月23日発行 発行元 NPO法人PACガーディアンズ

## 成年後見アンケート 「より良い成年後見制度 利用のために」

理事 竜円 香子

昨年9月に、千葉県内入所支援施設（千葉県知的障害者福祉協会加盟の62施設）を対象に、入所者の後見利用の実態についてのアンケートを取らせていただきました。

回収率は77%を超え、記述部分にも多くの熱心な回答を得ました。ありがとうございました。詳しい結果については、PACガーディアンズのホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

後見制度に関する課題については、様々なところで論議されていますが、同じ施設の中で複数の後見人の活動を直接見ることができ、本人の資産を含めて長いスパンで本人のこれからの見ることができる、入所施設の立場でアンケートに答えていただけたことは、大変意義のあることだと思っています。

アンケート実施主体は、PACガーディアンズと千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会の両者です。PACガーディアンズは、複数の地域親の会から理事が出ている点が特徴の1つですが、その親たちが利用者の視点に立って、この活動を主として担いました。また、千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会は、剥奪された選挙権問題でいち早くアンケートを取ったり、選挙権回復裁判を積極的に支援した委員会です。

アンケート結果は、これまで様々なところで課題として出されていたものが、施設という第三者の立場からも、とても明確な形で出てきました。アンケートに携わった者として、驚きもし、嬉しくもありました。当法人名川理事長が、報告書の最後にアンケートの「まとめ」を書いています。ぜひ、合わせてお読みください。

アンケートの結果を見ると、勿論、後見を利用したことによって助けられた人も大勢いるとともに、以下のような際立った疑問や課題が明らかになりました。

- 後見人の活動に大きなばらつきがあること。年1～2回の訪問とか電話のみという人が4割近くに及んだこと。
- 身上監護がおざなりになっていて、財産管理しか念頭にない後見人が多かったこと。
- 後見報酬が高くて、このままだと本人の生活をおびやかすという意見が、アンケートの複数の質問の中で、多く出されていたこと。
- 後見人または制度に関する苦情を言える場や、第三者的窓口がないこと。 などなど。

障害者の多くは障害年金しか収入がなく、財産も少ない人が多いのに、それに比して後見報酬が高い。しかも20年30年と長期に及びこと。

これでは後見人をつけて、より安心で、人としてより豊かな生活を送ってほしいという、私たち親の願いに反してしまうのではという声がある。この活動のきっかけの一つになったのですが、アンケートにも後見報酬が本人の生活をむしろ圧迫してしまうという意見が多くありました。この報酬の問題は、これまで親たちだけが言い募っているのかと不安になることがあったのですが、利用者と後見人の間に立つ施設の職員も同じ意見を持っていることがわかり、大変心強く思いました。

これらの結果を今後、様々な機会に各方面に発信していきたいと考えています。

すでに、全国手をつなぐ育成会会長にも結果を聞いていただきました。裁判所にも声を届けたいと思っています。

この活動がすぐに効果を生むとはとても考えられません。が、少なくとも後見を考える人たちに、一生つけ続けることになるこの制度を利用するときは、本人のことをよく知る、信頼できる複数の支援者と共に考え、地域の状況などによって判断は異なるかもしれませんが、他に方法がない本当に必要な人が利用するべきものであること。また、後見に関する事業者側も、利用するメリットと、利用することになったときの留意点・知っておくべきことを、しっかりと伝えていかななくてはならないと、少なくとも今の段階では思っています。

皆さまからのお力をお借りしたいと思えます。ぜひ、一緒に考えていきたいと思えます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

# 金銭管理を考える

～日常生活自立支援事業と成年後見制度～

理事 滑川 里美

自分のお金を第三者に管理してもらう仕組みとして、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を利用する方法と、成年後見制度を活用する方法があります。

日常生活自立支援事業は、契約に基づくサービスの提供ですので、契約をする能力がある人が利用できます。一方、成年後見制度（法定後見制度）は、契約をする能力がなくても、家庭裁判所が後見人等を選任することで制度を活用することができます。

二つの仕組みの大きな違いは、日常生活自立支援事業での「日常的金銭管理サービス」では、本人の指示に従って生活支援員等が使用者として、銀行等でお金の引き出しや公共料金等を支払う「代行」であるのに対して、成年後見制度では、後見人等が本人に代わって判断を行う「代理」の権限で支援をすることです。

「自分のお金だから、自由に使いたい」。これは誰しもが持つ欲求だと思います。他人から見れば「賢明なお金の使い方ではない」と思えるような使い方であっても、本人からすれば、ストレスの解消であったり、楽しい人生のひと時を過ごし、明日への活力に繋がる有効な使い方であり、決して無駄遣いだとは思っていないこともあります。

しかし、収入と支出のバランスが保てなくなった時には、自己責任で対応しなければなりません。支出に歯止めをかけるのは自分です。お金の使い方には歯止めをかける判断をする能力が不十分な人にとって、日常生活自立支援事業のサービスでは、原則本人の要望どおりに対応をしていくので、近い将来貯金が底をついて自由にお金を使うことができない事態に陥ってしまうこともあります。成年後見制度を利用していた場合には、後見人等は職務としてご本人の財産を計画的に管理するため、「賢明な判断」として底をつく手前で歯止めをかけるようになります。それ以前に、自由な使い方をすること自体に一定の制限がされてしまいます。

成年後見制度では、後見人等の価値観によって金銭管理などは大きな影響を受けてしまうリスクもあります。後見人等の資質を検証するための物差しはありません。「賢明ではない判断」はどこまで、どのように守っていけばいいのか、本人の「意思決定支援」の大切さがようやくクローズアップされてきています。

大切な人生だからこそ、本人の生活が豊かになるようなお金の使い方を、本人と一緒に計画できるような後見支援活動をPACガーディアンズの成年後見支援センターでは目指しています。

## ことのは

固定観念・価値観を変え、こうして人の不安を解消し、困ったときは大人が助けると信じている

相模原事件から半年経った頃、放送されたEテレ「ハートネットTV」のタイトルがこれ。次郎さん（22歳）は知的障害があり、話せる言葉は10語程度。手の動きと屈託のない笑顔で、街の人とコミュニケーションする。買い物にも一人で出かけ、店番のおぼちゃんとも意思疎通できる。スーパーで、サバの切り身にパツテンの切込みを入れてもらうことだってできる。「初めは対応の仕方が分からない」と思った。今は何ということはない。

「次郎は、次郎という名の仕事をしている」

## ある日の後見業務日誌から

「ユニフォーム調べてください・・・」  
待ちに待った野球観戦の日が近づいたある日、Kさんからそんな電話が入りました。「え？ユニフォーム？着て応援したい？ちょっと待ってね、調べるからね、本物だと、4万6千円もするよ!!」  
「え～っ？」

ユニフォームレプリカでいいか、背番号は？そんなやり取りをして、ネットで注文。

数日後、出荷したとのメールがきました。日中は出かけているので、受け取りが心配で、業者に確認、5日くらい不在となって受け取れていませんでした。

今なら家にいますと伝えた後、本人より無事届きましたとの連絡が入りました。「着てみて～、サイズ大丈夫？」と伺うと、ぴったりですとのお答え。訪問の時、見せていただきました。これでばっちりですね!!

観戦日、ニュースで結果を確認。10連敗！ 来年はどんな試合が観られるでしょうか。

発行者：特定非営利活動法人

PACガーディアンズ

所在地：273-0005

千葉県船橋市本町6-3-16

レックスマンション602号室

ホームページURL：<http://pacg.jp/>

電話：047-407-4441 FAX：047-407-4

